

公の施設の点検結果票

点検実施

令和4年10月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市建部町デイサービスセンター		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 福祉・保健センター		
③ 担当課名	高齢者福祉課		
④ 開設年月日	平成8年6月		
⑤ 所在地	岡山市北区建部町福渡1008-1		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	建部町在宅福祉サービスセンター内	
	構造/延床面積(㎡)	696.5㎡	
	建設費(単位:千円)		
	施設内容	居宅において介護を受ける要介護者、要支援者に対し、通所により、入浴及び食事等の提供、機能訓練、その他日常生活上の世話をを行い、自立生活の助長、介護負担の軽減を図っている。主な設備・機能等は、機能訓練室、浴室、事務室などである。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 老人福祉法、介護保険法
② 設置条例	[条例名] 岡山市老人デイサービスセンター条例
③ 条例に規定された設置目的	在宅の虚弱高齢者等及びその養護者に対して各種の便宜を供与することにより、高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに養護者の身体的、精神的負担を軽減し、もって福祉の向上に資するため、老人福祉法第15条第1項の規定に基づき、老人デイサービスセンターを設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・要介護高齢者の心身機能の維持向上及び養護者の負担軽減 ・地域に密着した福祉サービスを提供し、地域との協働、連携により、活力ある地域高齢社会を形成
⑤ 設置目的等の達成状況	利用実績は下記のとおり。ニーズは高く、目的は達成されている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(公募)			
② 開館日	月～土曜(年末年始除く)			
③ 開館時間	9:30～16:00			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和元年度	5,385人		
	令和2年度	4,653人		
	令和3年度	5,049人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	耐用年数満了時期に到達または経年劣化による入浴設備等の改修			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料					
	行政財産目的外使用料					
	手数料					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料				
		指定管理料				
		補助金等				
	小計		0	0	0	0
	直接経費	維持管理費	2,000	4,420	717	2,379
		光熱水費				
	小計		2,000	4,420	717	2,379
支出合計		2,000	4,420	717	2,379	
収支差額		-2,000	-4,420	-717	-2,379	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均
収入	介護保険事業収益	54,247	51,954	49,353	51,851
	経常経費寄付金収益	50	108	0	52
	雑収益他	31	28	0	19
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
収入合計		54,328	52,090	49,353	51,922
支出	人件費支出	41,105	35,612	42,229	39,648
	事業費支出	8,339	6,994	7,466	7,599
	事務費支出	2,409	1,945	4,190	2,848
	減価償却費	0	204	0	67
	繰入金支出	0	0	0	0
支出合計		51,853	44,755	53,886	50,162
収支差額		2,475	7,335	-4,533	1,760

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	塩素調整器の機能が損なわれており更新が必要

6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり 要介護高齢者の心身機能の維持向上及び養護者の負担軽減を図るうえで必要な施設であり、市民ニーズも高い。また、建部地域はデイサービスを運営する民間事業者が十分とは言えないため事業を継続する必要がある。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	指定管理者 同種、同類のサービスを民間事業者等で行っている。
③ 指定管理者とする場合の選定方法	公募
非公募の場合	非公募とする理由
	根拠規定
	指定管理者の候補者名
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間：5年)